



島根県報

平成17年 4月22日 (金)
 第 1,669 号
 (毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

広域連合の規約変更の許可	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	(")	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	3
青少年に販売等してはならない図書類	(青 少 年 家 庭 課)	3
青少年に観覧させてはならない興行	(")	3
土地改良区の定款変更の認可 (2 件)	(農 村 整 備 課)	4
島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正	(水 産 課)	4
島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱の一部改正	(")	5
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	5
道路の供用開始	(")	6
臨港地区の指定	(港 湾 空 港 課)	6
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	(審 査 課)	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の申請に係る書類の縦覧 (2 件)	(環 境 生 活 総 務 課)	7
臨港地区の区域の案の縦覧	(港 湾 空 港 課)	8

特定調達公告

財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務委託に係る随意契約の相手方等	(会 計 課)	8
--	---------	---

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定の取消		9
不在者投票を行うことができる施設の指定		9
不在者投票を行うことができる施設の名称等の変更		9

正 誤

平成17年 4月 8日付け島根県報1,665号中	(森 林 整 備 課)	10
平成17年 3月25日付け島根県報号外第12号中	(都 市 計 画 課)	10
平成17年 4月 8日付け島根県報1,665号中	(選 挙 管 理 委 員 会)	10
平成16年 3月30日付け島根県報号外第31号中	(人 事 委 員 会)	10

告 示

島根県告示第528号

市町村の合併の特例に関する法律 (昭和40年法律第 6 号) 第 9 条の 2 第 1 項の規定により平成17年 3月30日付けで雲南

広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合の規約の変更を許可したので、同条第2項の規定において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第5項の規定により告示する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

島根県告示第529号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	指定年月日
きりん薬局	益田市あけぼの東町4-4	平成17年4月1日
美都歯科診療所	益田市美都町都茂1165番地1	平成17年4月1日
水野歯科クリニック	松江市殿町32	平成17年4月1日
まつしま脳神経内科クリニック	松江市下東川津町42-5	平成17年4月15日
医療法人 杉原医院大塚分院	安来市大塚町357番地15	平成17年3月1日

島根県告示第530号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
永戸薬局乙吉店	益田市乙吉町イ89-10	平成17年3月17日
益田市国民健康保険美都歯科診療所	益田市美都町都茂1165番地1	平成17年3月31日
水野歯科クリニック	松江市西尾町476-3	平成17年3月31日
杉原医院 大塚分院	安来市大塚町357番地15	平成17年2月28日

島根県告示第531号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

事業者の名称	指定した事業	事業者の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
出雲一畑交通株式会社	訪問介護	出雲一畑交通指定訪問介護事業所	出雲市常松町353番地 3	平成17年 4 月11日
株式会社 ケイテン	痴呆対応型共同生活介護	グループホームさち	隠岐郡隠岐の島町栄町572	平成17年 4 月14日

島根県告示第532号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
株式会社シルバーライフネットワーク	株式会社シルバーライフネットワーク松江営業所指定居宅介護支援事業所	松江市学園 2 丁目27 - 11	平成17年 4 月18日

島根県告示第533号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次の図書類を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはならない図書類として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	図 書 名 称	発行・出版社名	指定の理由
15937	雑誌	GOKUH (ゴクウ) 5 月号	㈱バウハウス	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
15938	雑誌	new urecco (ウレッコ) 5 月号	ミリオン出版株式会社	
15939	雑誌	カルビPOWER 5 月号	㈱若生出版	
15940	雑誌	月刊クリーム 5 月号	ワイレア出版株式会社	
15941	雑誌	若妻 (ヤンツマ) 5 月号	㈱バウハウス	
15942	雑誌	愛の体験スペシャルDX 5 月号	竹書房	

島根県告示第534号

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第13条第 1 項の規定に基づき、次の興行を青少年に観覧させてはならない興行として指定したので、同条例第26条の規定により告示する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

指定番号	種 類	題 名	配給会社名	指定の理由
10700	映画	ノーパン理髪妻 好顔夢恥	新日本映像	青少年の性的感情を著しく刺激し、粗暴性を著しく助長し、又は残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
10701	映画	不倫団地 かなしいイロやねん	新東宝映画	
10702	映画	爆乳Gカップ とろける谷間	オーピー映画	
10703	映画	多淫な人妻と老人 - 夜這い春情 -	新日本映像	
10704	映画	人妻姦通 お仕置き監禁責め	オーピー映画	
10705	映画	チーム・アメリカ ワールド・ポリス	UIP	
10706	映画	DEMONLOVER	東北新社	
10707	映画	新日本映像ニュース<ノーパン理髪妻 好顔夢恥>	新日本映像	
10708	映画	新日本映像ニュース<多淫な人妻と老人 - 夜這い春情 - >	新日本映像	
10709	映画	痴漢義母 汚された喪服妻	新東宝映画	
10710	映画	痴漢妻、したたる愛汁	新東宝映画	
10711	映画	援交性態ルポ 乱れた性欲	オーピー映画	
10712	映画	負け犬OL 毎日が発情期	オーピー映画	
10713	映画	Jam Films female 「夜の舌先」	東芝エンタテインメント	
10714	映画	Jam Films female 「玉虫」	東芝エンタテインメント	
10715	映画	Jam Films female 「桃」	東芝エンタテインメント	

島根県告示第535号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、松江市土地改良区の定款変更を平成17年4月15日付けで認可した。

平成17年4月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第536号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、玉湯町土地改良区の定款変更を平成17年4月15日付けで認可した。

平成17年4月22日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第537号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成13年島根県告示第267号）の一部を次のように改正する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄 田 信 義

別表第 1 の 1 の項中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

別表第 2 漁業近代化資金の種類の中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に、「漁業近代化資金助成法施行令」を「漁業近代化資金融通法施行令」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 4 月22日から施行する。

島根県告示第538号

島根県漁業近代化資金利子補給事業実施要綱（平成13年島根県告示第268号）の一部を次のように改正する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

第 1 条中「漁業近代化資金助成法」を「漁業近代化資金融通法」に改める。

第 2 条中「漁業近代化資金助成法施行令」を「漁業近代化資金融通法施行令」に改める。

附 則

この告示は、平成17年 4 月22日から施行する。

島根県告示第539号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道 路 の 区 域			管轄する地方機関の名称	備 考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員		
県 道	出雲仁多線	雲南市三刀屋町根波別所 612番 1 地先から同地先 まで	前	メートル 26.50 ~ 29.00	メートル 24.50	木次土木建 築事務所 不用物件交換 減幅
			後	17.00 ~ 27.00	24.50	
"	"	雲南市三刀屋町根波別所 615番 2 地先から同659番 1 地先まで	前	20.00 ~ 30.00	42.00	不用物件交換 減幅
			後	20.00 ~ 23.00	42.00	
"	鱈淵寺線	出雲市平田町字横撫532 番 5 地先から同市西平田 町490番 1 地先まで	A	6.00 ~ 19.50	164.00	出雲土木建 築事務所 床上浸水対策工 事に伴う橋梁付 替 左記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ延 長減
			B	9.00 ~ 31.00	217.00	
		後	A	8.00 ~ 10.00	80.00	
			B	9.00 ~ 31.00	217.00	

"	池田久手停車場線	大田市富山町山中字半明1844番1地先から同地先まで	前	5.00~ 17.00	73.50	川本土木建築事務所大田土木事業所	道路改良工事 拡幅	
			後	6.50~ 23.00	73.50			
"	久利五十猛停車場線	大田市大屋町大国字カジャ垣内4130番地先から同町大国字平田2922番2地先まで	前	3.00~ 5.00	235.00			道路改良工事 拡幅
			後	9.00~ 15.00	233.00			

島根県告示第540号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	池田久手停車場線	大田市富山町山中字半明1844番1地先から同地先まで	メートル 73.50	平成17年 4月22日	川本土木建築事務所大田土木事業所	
"	久利五十猛停車場線	大田市大屋町大国字カジャ垣内4130番地先から同町大国字平田2922番2地先まで	233.00	"		

島根県告示第541号

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めたので、同条第8項の規定により次のとおり告示し、当該臨港地区の区域を公衆の縦覧に供する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

1 臨港地区の区域

港湾名	臨港地区の区域
御波港	隠岐郡海士町大字御波地内の一部

2 臨港地区の区域の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局島前事業部及び海士町役場

島根県告示第542号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成17年4月22日

島根県知事 澄田信義

指定年月日	指定番号	新		旧	
		売りさばき場所	住所及び氏名	売りさばき場所	住所及び氏名
昭和29年 5 月10日	1 の11	島根県安来市広瀬町広瀬1911 - 1	島根県安来市広瀬町広瀬1911 - 1 社団法人島根県食品衛生協会安来支所 支所長 野坂保	島根県安来市広瀬町広瀬1930 - 1 松江保健所能義支所内	島根県安来市広瀬町広瀬1930 - 1 松江保健所能義支所内 社団法人島根県食品衛生協会能義支所 支所長 野坂保

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 申請のあった年月日

平成17年 4 月 8 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 出雲スポーツ振興21

3 代表者の氏名

神門克臣

4 主たる事務所の所在地

出雲市矢野町999番地

5 定款に記載された目的

この法人は、出雲市民をはじめ、島根県民に対して、スポーツの振興に関する事業を行い、もって市民をはじめ、県民の健康の増進・体力の向上・スポーツ文化の振興と発展に寄与することを目的とする。

6 縦覧に供する書類

変更後の定款

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書

定款変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の収支予算書

7 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

8 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する第10条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成17年 4 月22日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成17年4月8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 ひらたスポーツ・文化振興機構
- 3 代表者の氏名
牧野昭雄
- 4 主たる事務所の所在地
出雲市平田町2960番地1
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民に対し、スポーツ及び文化・芸術の振興に関する事業を行うことにより、スポーツ及び文化・芸術の発展に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
変更後の定款
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から2月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎1階）
特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定に基づき、臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄 田 信 義

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
重栖港	隠岐郡隠岐の島町北方・南方地内

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課、隠岐支庁土木建築局及び隠岐の島町役場

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成17年4月22日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 役務の名称及び数量
財務会計及び旅費計算システムの運用管理等補助に関する業務の委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県出納局会計課 島根県松江市殿町1番地

- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成17年 4 月 1 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 川崎市中原区上小田中 4 丁目 1 番 1 号
- 5 随意契約に係る契約金額
33,516,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。

選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第31号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成17年 4 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

指定を取り消した施設

名 称	所 在 地	指定取消年月日
仁多町立仁多病院	仁多郡仁多町三成1622番地 1	平成17年 3 月30日

島根県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成17年 4 月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	所 在 地	指定年月日
奥出雲町立仁多病院	仁多郡奥出雲町三成1622番地 1	平成17年 3 月31日

島根県選挙管理委員会告示第33号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号、漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第 9 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第 6 条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり変更があった。

平成17年4月22日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

施設 の 名 称 及 び 所 在 地		変更事項	変 更 後
名 称	所 在 地		
特別養護老人ホームあいサンホーム	仁多郡仁多町大字上阿井424番地1	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町上阿井424番地1
仁多町老人保健施設	仁多郡仁多町大字三成228番地3	施設の名 称	仁多老人保健施設
		施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町三成228番地3

正 誤

平成17年4月8日付け島根県報第1,665号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から7	字米山990、字空田991	字米山990、字空田991

平成17年3月25日付け島根県報号外第12号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から1	表面中「島根県屋外広告物条例」を「島根県屋外広告物条例（抜粋）」に改め、同様式裏面中	裏面中「島根県屋外公告物条例」を「島根県屋外広告物条例（抜粋）」に、
16	上から10	をを	を
20	下から6	施行	施工

平成17年4月8日付け島根県報第1,665号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤			正		
17	島根県選挙管理委員会告示第21号中	仁多郡仁多町大字亀嵩444番地2	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町亀嵩444番地2	仁多郡仁多町大字亀嵩1401番地3	施設の所在地の表記	仁多郡奥出雲町亀嵩1401番地3

平成16年3月30日付け島根県報号外第31号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
22	上から22	統括政策企画官	統括政策企画監
25	下から 5	本庁主査	本庁主査 教育事務所主査
		埋蔵文化財センター副所長	埋蔵文化財調査センター副所長

